（総額表示）

第四条　［略］

（金額の表示の単位）

第五条　計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもつて表示するものとする。

第二章　会計帳簿

第一節　総則

（会計帳簿の作成）

第六条　法第百二条第一項の規定により学校法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び基本金の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成するものとする。

第二節　資産

（資産の評価）

第七条　資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

（減価償却）

第八条　固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行うものとする。

２　減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

（有価証券の評価換え）

第九条　有価証券については、第七条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなつた場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。

（徴収不能額の引当て）

第十条　金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第三節　負債

（負債の評価）

第十一条　負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付すものとする。

２　退職給与引当金のほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の事業活動支出の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を事業活動支出として繰り入れることにより計上した額を付すものとする。

第四節　基本金

（基本金）

第十二条　学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

三　貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表

イ　固定資産明細表

ロ　借入金明細表

ハ　基本金明細表

（総額表示）

第五条　［同上］

［条を加える。］

第二章　資金収支計算及び資金収支計算書

（資金収支計算の目的）

第六条　学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

（資金収支計算の方法）

第七条　資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの（第十一条において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第十一条において「期末未収入金」という。）について行なうものとする。

２　資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの（第十一条において「前期末前払金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第十一条において「期末未払金」という。）について行なうものとする。

（勘定科目）

第八条　学校法人は、この章の規定の趣旨に沿つて資金収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するものとする。

（資金収支計算書の記載方法）

第九条　資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（資金収支計算書の記載科目）

第十条　資金収支計算書に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

（前期末前受金等）

第十一条　当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

２　当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

（資金収支計算書の様式）

第十二条　資金収支計算書の様式は、第一号様式のとおりとする。